

第 12 号議案

豊後大野市図書館条例の一部改正について

豊後大野市図書館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

豊後大野市図書館について指定管理者制度を導入するため規定の整備をする必要がある
ので、この案を提出するものである。

豊後大野市図書館条例の一部を改正する条例

豊後大野市図書館条例（平成 17 年豊後大野市条例第 115 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を第 9 条とし、第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 7 条 図書館の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第 8 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 図書館の維持管理に関する業務
- (2) 第 3 条各号に掲げる業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が図書館の管理運営上必要と認める業務

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為等は、この条例の施行前においても、豊後大野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 294 号）の規定により行うことができる。